

○近江八幡市建設工事積算内訳の事後公表に関する取扱要領

平成24年5月1日

訓令第9号

(目的)

第1条 この要領は、近江八幡市が発注する建設工事の積算内訳の事後公表について必要な事項を定め、入札の透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事 本市が競争入札により発注する建設工事

(2) 積算内訳 建設工事等を発注するときに定める予定価格の算出に用いた積算価格について、一定の範囲で定める項目ごとの数量、金額（消費税及び消費税相当額を除いたもの。以下同じ。）を明示したもの

(公表の対象となる積算内訳)

第3条 この要領において公表の対象となる積算内訳（以下「公表対象積算内訳」という。）は、建設工事の積算内訳とし、設計金額が130万円を超えるものとする。

(公表の内容)

第4条 公表対象積算内訳の内容は、表紙と積算内訳から構成し、次に掲げるとおりとする。

(1) 表紙に記載する内容

ア 工事名称

イ 工事場所

(2) 積算内訳書に記載する内容

ア 建築工事関係 種目別内訳書の名称、数量、単位、諸経費及び金額

イ ア以外 工事区分・工種・種別の名称、単位、数量、諸経費及び金額

(公表の期間)

第5条 この要領に基づき公表対象積算内訳を公表する期間は、当該公表対象入札の落札者と請負契約を締結した日の翌日から起算して1年とする。

- 2 前項に規定する期間を過ぎた場合の公表対象積算内訳の結果の公表に関しては、近江八幡市情報公開条例（平成22年近江八幡市条例第14号）の規定に基づき行うものとする。

（公表の方法）

第6条 積算内訳の公表は、公表を求める者（以下「請求者」という。）の請求により行うものとする。

- 2 請求者は、積算内訳の公表請求書（別記様式）に必要事項を記入し、当該建設工事の担当課（以下「担当課」という。）に提出するものとする。

- 3 担当課の長は、前項の請求を受けたときは、内容を審査し、適正と認めるときは、即時に当該建設工事の積算内訳を請求者に公表するものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、積算内訳の事後公表について必要な事項は、情報公開主管課長と工事等契約事務主管課長が協議して定める。

付 則

この要領は、平成24年5月15日から施行する。

別記様式（第6条関係）

積算内訳の公表請求書

年 月 日

近江八幡市長 様

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号 () -

（法人その他の団体にあつては事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり積算内訳の公表を請求します。

公表を請求する積算内 訳の工事名称	
公 表 の 方 法	<input type="checkbox"/> 閲覧・視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付

（注）該当する□欄にチェックをしてください。

別記様式（第6条関係）